

(電子メール施行)
土第 1327号
令和2年10月9日

建設業者団体の長 様

兵庫県県土整備部長

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について

本県の建設業行政については、平素から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、国土交通省から下記のとおり通知がありました。

ついては、当該文書の内容を十分にご理解いただき、適切な取扱いに努めていただきますようお願いいたします。

あわせて、貴団体傘下の会員に対し周知を図られるようお願いいたします。

記

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について

担当：兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室
神戸市中央区下山手通5-10-1
電話 078-341-7711内線4575